

第5章 豊かな心を育み、文化を発信するまち（教育・文化）

5-1 | 幼稚園教育の充実

目的と方針

幼児が生涯にわたる人格形成の基礎を身につけ、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、施設の整備や教育内容の充実をはじめ、総合的な幼稚園教育環境の充実に努めます。

現状と課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであり、幼児の健やかな成長のための良好な環境の整備が求められています。

平成25年5月現在、本市には、幼稚園21園（うち2園休園）があり、1,145人の園児が在園しています。園児一人ひとりに応じた教育を進めるために、1学級の幼児数の引き下げ（3歳児20人、4・5歳児30人（文科省省令35人以下））や、支援の必要な幼児には支援のための職員を配置するなど特別支援教育にも取り組んでいます。また、近年の少子化・核家族化及び女性の社会進出の拡大などにより、子育て支援としての預かり保育を全園で実施しています。

しかし、施設面では、園児数が250人に近い大規模園や、10人以下の小規模園があるなど、規模的な格差がみられるほか、老朽化が進んでいる園もみられます。

今後は、すべての園児が安全でよりよい環境の中で教育を受けられるよう適正規模・適正配置と施設整備を併せて検討するとともに、教職員の資質向上や家庭、小学校、地域との連携強化をさらに進め、幼稚園教育の充実を図る必要があります。



■市立幼稚園の状況

(単位：園、学級、人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
園 数	21	21	21	21	21	21
学級数	75	75	73	73	70	69
園児数	1,287	1,287	1,226	1,170	1,140	1,145

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の体系

幼稚園教育の
充実

- 幼稚園の規模・配置の適正化
- 幼稚園施設の耐震化
- 幼稚園教育内容の充実
- 預かり保育の充実
- 教職員の資質向上
- 特別支援教育の推進

主要施策

5-1-1 幼稚園の規模・配置の適正化

よりよい教育環境を整備し、充実した幼稚園教育等の実現に資するため、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の答申を受けて策定した「三豊市立学校再編整備基本方針」に基づき、保護者及び地域住民の理解と協力のもと、幼稚園の再編整備について協議・検討を進めていきます。

5-1-2 幼稚園施設の耐震化

幼児の教育活動の場である幼稚園施設の非構造部材^{※23}の耐震化を図り、幼児等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。

5-1-3 幼稚園教育内容の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、家庭、小学校、地域との連携強化のもと、幼稚園における教育内容の充実に努めます。

5-1-4 預かり保育の充実

家庭の状況等により保育が困難な家庭の幼児を対象に、通常の教育時間終了後、預かり保育を行います。

5-1-5 教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

5-1-6 特別支援教育の推進

LD^{※24}、ADHD^{※25}、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する幼児が在籍する幼稚園に特別支援教育支援員を配置し、必要な支援を行います。

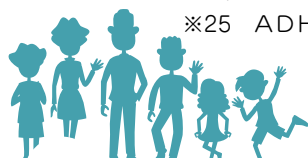
まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
幼稚園非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0

※23 非構造部材…建物本体（構造体）以外の天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚など

※24 LD…学習障がい

※25 ADHD…注意欠陥・多動性障がい



市民等に期待すること

市 民	○幼稚園の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○学校、家庭及び地域が一体となって、お互いが深く関わり合いを持ちながら、子どもを見守り育てていく教育環境をつくりましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、幼稚園の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○地域や団体は、知識や技能を生かし、幼稚園の教育活動を支援しましょう。



5-2 | 学校教育の充実

目的と方針

児童・生徒が生きる力を身につけ、未来の本市を担う人材として成長していくことができるよう、教育内容の充実や施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

現状と課題

子どもたちが、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけることが求められています。さらに自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身につけ、未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

国では、教育基本法や学校教育法の改正、これに伴う学習指導要領の改訂等を行い、教育の再生に向けた取り組みを進めています。

本市では、小・中学校を通じて教育内容の充実、子どもの安全対策、心の問題への対応など、教育環境の整備を積極的に進めてきました。

しかし、少子化や核家族化が進む中、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した英語教育をはじめとする教育内容の一層の充実、心の健康づくりの充実、総合的な安全対策の推進等が課題となっています。このような問題への対応には、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの教育が求められています。

また、支援の必要な児童・生徒には支援職員を配置するなど特別支援教育の推進が必要になっています。

学校施設については、平成25年5月現在、小学校26校（うち1校休校）、市立中学校7校（うち1校休校）、組合立中学校1校があり、小学校児童数は3,466人、中学校生徒数は2,073人となっています。

本市では、快適で安全な教育環境づくりのため、学校規模・配置の適正化について検討を重ねてきました。これまで、平成22年度に設置された「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の答申を受け、平成23年度に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定し、現在、その中の初期10年間の計画に基づき、山本・詫間・仁尾・財田地区の学校再編整備を進めています。

山本地区は町内4校を統合して1校に、財田地区は町内2校を統合して1校とし、新たに小学校を建設して平成28年4月に開校を予定しています。詫間・仁尾地区については既存の小学校との統合を予定しており、箱浦地区については平成26年4月に詫間小学校との統合を



めざし協議を進めています。

今後は、これらの取り組みを計画的に進めていくとともに、老朽化した校舎・体育館の改修整備や耐震補強工事等（非構造部材を含む）についても引き続き進めていく必要があります。

学校給食施設については、平成25年4月現在、学校給食センターが6箇所、単独調理校（園）が8校あります。食育や地産地消が推進される中、安全・安心な給食づくりのため、引き続き学校給食体制の充実を図る必要があります。

また、施設・設備の老朽化等に対応するため、市内2箇所に新たな学校給食センターを建設する予定ですが、平成28年4月の供用開始をめざし、事業を計画的に進めていく必要があります。

■小学校の状況

（単位：校、学級、人）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数	26	26	26	26	26	26
学級数	202	198	199	202	203	207
児童数	3,705	3,678	3,664	3,588	3,559	3,466

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■中学校の状況

（単位：校、学級、人）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数	9	9	9	8	8	8
学級数	82	80	79	77	78	80
生徒数	2,198	2,146	2,031	2,071	2,066	2,073

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施策の体系

学校教育の 充実

- 学校の規模・配置の適正化
- 学校施設の耐震化
- 学校教育内容の充実
- 学校施設管理の充実
- 教職員の資質向上
- 特別支援教育の推進
- 開かれた信頼される学校づくり
- 学校給食体制の充実

主要施策

5-2-1 学校の規模・配置の適正化

重点施策

よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の答申を受けて策定した「三豊市立学校再編整備基本方針」の初期10年間の計画に基づき、保護者及び地域住民の理解と協力のもと、小学校の再編整備を計画的に進めていきます。

また、老朽化した施設については、大規模改修等による長寿命化対策を講じるなど、今後の学校再編整備計画と併せて整備していきます。

5-2-2 学校施設の耐震化

重点施策

児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場である学校施設の建物本体（構造体）及び非構造部材の耐震化を図り、児童・生徒等の安全を確保し、安心して学べる教育施設環境の整備を進めます。



5-2-3 学校教育内容の充実

重点施策

小・中学校間及び家庭、地域との連携強化のもと、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など生きる力の育成を重視した教育内容の充実に努めます。

5-2-4 学校施設管理の充実

小・中学校において、安全、快適な教育環境の管理を行います。

5-2-5 教職員の資質向上

教職員の研修機会の拡充と実践的な研修を通して、指導力の向上に努めます。

5-2-6 特別支援教育の推進

LD、ADHD、高機能自閉症等により学習や生活面での特別な支援を要する児童・生徒が在籍する学校に特別支援教育支援員を配置し、必要な支援を行います。

5-2-7 開かれた信頼される学校づくり

学校・家庭・地域が連携・協力しながら一体となって子どもの成長を担っていくため、積極的な情報公開を行い保護者や地域住民、学校評議員等の意向を把握・反映するとともに、その協力を得て地域に開かれた学校づくりを進めます。

5-2-8 学校給食体制の充実

安全・安心な食材を確保するために、地産地消を目標に、地元農業者との連携を図り、品質がよく、安価な食材の確保に努力します。

また、現在のセンター方式と自校調理場方式で行われている本市学校給食調理体制の見直しを図り、無駄のない効率的な運営をめざします。

さらに、新学校給食センター(2箇所)の建設に向け、事業を計画的に進めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
小学校校舎耐震化率	%	96.4	100.0
小学校体育館耐震化率	%	95.7	100.0
小学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0
中学校校舎耐震化率	%	91.7	100.0
中学校体育館耐震化率	%	83.3	100.0
中学校非構造部材耐震化率	%	0.0	100.0
学校給食における地場産物使用率	%	39.9	45.0

市民等に期待すること

市 民	○小・中学校の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○学校、家庭及び地域が一体となって、お互いが深く関わり合いを持ちながら、子どもを見守り育てていく教育環境をつくりましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、小・中学校の教育環境の整備についての理解を深め、協力しましょう。 ○地域や団体は、知識や技能を生かし、小・中学校の教育活動を支援しましょう。



5-3 | 生涯学習社会の形成

目的と方針

市民一人ひとりが大切な人財^{※26}、となり、全世代の市民力で地域と社会の発展を支える生涯学習社会の実現をめざし、「三豊市生涯学習推進計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を進めます。

現状と課題

一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。

本市では、このような生涯学習の理念に基づき、平成22年度に、生涯学習の活動指針として「三豊市生涯学習推進計画」を策定し、これに基づく各種施策を推進してきました。

本計画は、市民一人ひとりが生涯にわたって学習・スポーツ・文化芸術・健康増進・生きがいきなどにより自発的に取り組む環境を整備するとともに、学習・活動で得た知識・能力を有する貴重な人財として地域の環境向上や活性化に貢献する仕組みづくりをめざすものです。

今後とも、本計画に基づき、また見直しを行いながら、市民のニーズに即した特色のある学習環境づくりを進めていく必要があります。

■公民館等利用の推移（社会教育団体利用含む）

（単位：回、人）

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
市公民館 計	10,920	194,602	11,234	191,878	12,672	205,133	12,777	178,089	12,802	206,658
公民館 利用計	3,739	79,523	3,781	73,905	4,657	83,880	3,769	45,289	3,781	48,018
公民館分館 利用計	7,181	115,079	7,453	117,973	8,015	121,253	9,008	132,800	9,021	158,640

資料：市生涯学習課

※26 人財…「人を貴重な財産としてとらえる」という意味の造語

施策の体系

生涯学習社会 の形成

- 生涯学習推進計画の見直し
- 生涯学習団体の支援
- 公民館活動の充実
- 生涯学習関連施設の整備充実
- 家庭教育の啓発と推進
- 図書館活動の充実

主要施策

5-3-1 生涯学習推進計画の見直し

本市の実情に即した生涯学習を総合的、計画的に推進するため、社会動向や成果の達成度を踏まえ、「三豊市生涯学習推進計画」の見直しを図ります。

5-3-2 生涯学習団体の支援

子ども会・青年団等の各生涯学習団体が、自然体験やスポーツ等の様々な体験活動を通じて地域との交流や仲間づくりを行うことに対して支援を行い、豊かな情操教育と子どもたちを主体とした活動の促進に努めます。

5-3-3 公民館活動の充実

重点施策

公民館は生涯学習及び地域コミュニティの拠点として、地域住民の生きがいの場所をつくるだけでなく、学校教育の支援や家庭教育の強化といった役割も踏まえて、地域の特色を生かした公民館活動を推進します。

また、安全、快適な生涯学習の場として提供するため施設の整備充実を図ります。



5-3-4 生涯学習関連施設の整備充実

市民の主体的な学習等の活動を推進するため、図書館をはじめとする生涯学習関連施設の整備充実と適正な管理運営、再配置の検討を行い、安全で快適な学習空間の提供と利便性の向上に努めます。

5-3-5 家庭教育の啓発と推進

幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を実施し、保護者等への家庭教育の必要性の啓発、家庭における教育力の向上を図ります。

また、多角的な啓発活動が行えるよう、県や他自治体と連携した取り組みを展開します。

5-3-6 図書館活動の充実

重点施策

「第2次三豊市子ども読書活動推進計画」の策定のもと、乳幼児期から、ブックスタート事業の継続やおはなし研修会などの定期的な開催等と併せ、保護者・ボランティア団体等との連携による地域全体での取り組みを行い、読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備を図ります。

また、市内7館（室）の効率的かつ計画的な蔵書整備のため選書会を開催するとともに、より安定した快適な環境で利用できるよう図書館システムの計画的な更新を行い、利用者の利便性の向上を図ります。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
家庭教育学級実施校	校	24	27

市民等に期待すること

市 民	○地域との交流や仲間づくり等に参画しましょう。 ○公民館の講座・教室等を効果的に利用し、学習活動に意欲的に取り組み、その成果を地域課題の解決等に役立てましょう。 ○家庭教育学級等を効果的に利用し、家庭教育の充実に努めましょう。 ○図書館を活用し、読書に親しむ機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、地域との交流や仲間づくり等を行いましょう。 ○地域や団体は、公民館の運営・事業に協力しましょう。 ○図書館ボランティア団体は、図書館主催の研修・イベントに積極的に参加しましょう。



5-4 | 青少年の健全育成

目的と方針

青少年が次世代の担い手として心身ともに健やかに育成されるよう、全市的な体制整備のもと、健全育成活動を積極的に推進します。

現状と課題

近年、少子化や核家族化、地域の人たちとの交流の機会の減少、社会全体の規範意識の低下などにより、家庭でのしつけや地域の教育力の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。

また、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもへの接し方が分からない、しつけ方が分からないなど、子育てに不安を持つ保護者が増える一方、教育に無関心、過保護な保護者も増えてきています。

本市では、次世代を担う青少年の健全育成に向け、家庭・学校・地域社会・警察及び関係団体等と連携し、補導・相談・環境浄化などの総合的な青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

近年、補導件数は横這いですが、今後は、青少年を取り巻く社会環境の急速な変化に伴い、携帯電話・インターネットなどによる犯罪の発生や有害な情報の氾濫などの問題も懸念されており、また行動範囲の広域化などにより青少年の非行件数が増加していくことも考えられます。

今後も、青少年の健全育成は本市の重要課題であるという認識に立ち、全市的な体制整備のもと、市民力を生かした安全・安心なまちづくりをめざして、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

■青少年の補導・相談状況

(単位：件)

区 分	平成23年度	平成24年度
補導 計	279	294
喫煙・飲酒	5	13
道路交通法違反	181	186
怠学・怠業	1	—
不良交友	—	—
帰宅促し	29	40
暴走行為	—	—
その他（校則違反・たむろ等）	63	55
相談 計	114	109
少年相談	114	109

資料：市少年育成センター

施策の体系

青少年の
健全育成

- 補導活動の推進
- 不審者対策の充実
- 相談活動の推進
- 環境浄化活動の推進
- 健全育成活動の推進



主要施策

5-4-1 補導活動の推進

少年非行や不良行為を未然に防止するため、毎日の薄暮補導を中心に街頭補導・パトロールを継続的に実施し、早期発見、早期補導・指導に努めます。

また、少年の問題行動対策として、地域・学校・警察や関係機関・団体等との連携強化を図りながら、少年の行動範囲の拡大を踏まえた管外関係機関との情報交換の充実にも努め、早期の対策を講じます。

5-4-2 不審者対策の充実

警察・学校・市民等から寄せられた不審者情報について、学校や不審者情報配信サービス登録会員に向けて注意喚起のメール配信を行うとともに、登録会員の拡大に努めていきます。

また、不審者の現れにくい環境づくりに向けて、市民ボランティアによる「安全安心パトロール隊」や「子ども見守り隊」の活動を支援するとともに、「子どもSOSの家」を継続し、地域での防犯意識の高揚を図ります。

5-4-3 相談活動の推進

児童・生徒やその保護者等の悩み相談に対して、学校・家庭・子ども相談センター・関係機関等との連携を密にしながら相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。

また、広報活動等を通じ、悩みを抱えている潜在的相談者の掘り起こしに努めます。

5-4-4 環境浄化活動の推進

街頭パトロールの実施により、青少年のたまり場、空き家、落書き、有害図書、自動販売機等、少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収、重点パトロールなどにより有害環境の浄化に努めます。

また、携帯電話やインターネット等を利用した犯罪、有害な情報から青少年を守るための啓発活動を実施します。

5-4-5 健全育成活動の推進

すべての青少年が非行に走ることなく、素直で明るい希望にあふれる青少年に育つことをめざして、地域・学校・警察・関係機関・「少年を守る会」等関係団体と連携し、補導体験活動や街頭での広報・啓発活動を行い、地域で青少年を育てるという機運を高め、健全育成活動のより一層の活性化を図ります。

また、「三豊市青少年健全育成市民会議」を通じて、校区会議や地区会議等が行う健全育成活動を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
相談件数	件	109	130
安全安心パトロール隊員数	人	412	450

市民等に期待すること

市 民	○各種の補導・パトロール活動や見守り活動、環境浄化活動等に参画しましょう。 ○不審者情報を行政に伝えましょう。 ○不審者情報配信サービスを利用して不審者情報を入手するなど、常に注意しましょう。 ○子どもに関する悩みがある時には、相談を受け、早期解決に努めましょう。 ○携帯電話やインターネットを利用した犯罪等に対する知識を深め、加害者・被害者にならないよう気をつけましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体が一体となって、各種の補導・パトロール活動や見守り活動、環境浄化活動等を行いましょう。 ○地域や団体は、不審者情報を行政に伝えましょう。 ○地域や団体は、行政と連携し、市民への青少年健全育成に関する広報・啓発活動を行い、地域で青少年を育てるという機運を高めましょう。



5-5 | 文化芸術の振興と歴史の継承

目的と方針

心豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と三豊市独自の伝統文化の継承に向け、市民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えると同時に、生きる勇気と喜びをもたらすものであり、人々の生活の質の向上や地域活性化に欠かせない重要な要素です。

本市では、文化協会をはじめとする各種文化団体が中心となった様々な文化芸術活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の文化芸術活動を支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、文化芸術の振興に努めています。

また、マリンウェーブを中心として質の高い文化芸術イベントが開催され、市民が優れた文化芸術を鑑賞できる機会となっています。

一方、本市には、国宝に指定されている本山寺本堂をはじめ、国指定史跡宗吉瓦窯跡など、国・県・市指定の文化財が180件存在しています。

これら数多くの有形・無形の文化財は、三豊に暮らす市民が責任を持って次の世代にしっかりと継承すべき貴重な財産であり、「ふるさと三豊」を愛する気持ちを育む重要な源泉の一つです。これらの文化財を市民共有の財産として次の世代に確実に引き継ぐため、文化財の所有者や関係する民間団体などと協働しながら、指定文化財の適切な保護と活用に努める必要があります。

埋蔵文化財については、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が約300件存在しますが、その大半は範囲及び内容が明らかにされていません。この包蔵地内で工事等を行う場合は文化財保護法に従い、発掘調査等が必要となります。地下に眠る埋蔵文化財の保護と各種工事を円滑に行うため、内容等が不明な包蔵地については範囲・内容の確認を進める必要があります。

そのほか、市内には市指定・県指定史跡が45件ありますが、その多くが未調査となっています。地域の歴史を明らかにすため、また、遺跡を保存し、郷土愛を醸成する場として活用するため、計画的な発掘調査を行い、その内容の確認を進める必要があります。

■市内文化財の状況

(単位：件)

区 分	合 計	国指定	県指定	市指定
文化財 計	180	17	40	123
有形文化財	84	7	23	54
無形文化財	1	—	—	1
有形民俗文化財	9	—	3	6
無形民俗文化財	15	—	6	9
記念物	65	4	8	53
登録有形文化財	6	6	—	—

資料：市生涯学習課（平成25年4月1日現在）

施策の体系

文化芸術の振興
と歴史の継承

- 文化芸術活動の促進
- 文化芸術にふれあう機会の充実
- 文化財の保存・活用

主要施策

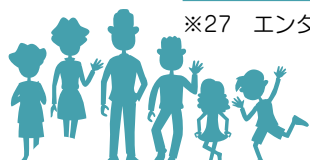
5-5-1 文化芸術活動の促進

文化芸術振興の中心となる文化協会活動を促進するとともに、市民の参加・協力のもと、市文化祭及び各地区文化祭の内容充実を進め、幅広い年齢層の参加を促進します。

5-5-2 文化芸術にふれあう機会の充実

文化芸術への関心が高まるエンターテインメント^{※27}、子どもたちの豊かな感性や創造力などが育まれるような舞台芸術をはじめ、広く市民が良質な文化芸術にふれあうことのできる機会の提供に努めます。

※27 エンターテインメント…人々を楽しませる娯楽、演芸、余興、ショー、催し物、パーティーなど



5-5-3 文化財の保存・活用

文化財保護審議会等の有識者による助言や文化財保護協会等の協力を求めながら、各指定文化財を後世に残すよう適切な保護・活用に努めます。

また、埋蔵文化財については、それぞれの状況に応じて発掘調査を行い、遺跡の内容・範囲の把握に努めるとともに、調査後は、発掘調査結果を公表する現地説明会や「宗吉かわらの里展示館」での発掘速報展などの積極的な開催に努めます。

市民等に期待すること

市 民	○文化芸術団体に参画し、活動しましょう。 ○市文化祭や各地区文化祭に参加しましょう。 ○指定文化財の保護・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や文化芸術団体は、自主的な文化芸術活動を行いましょう。 ○地域や文化芸術団体は、市文化祭や各地区文化祭の運営に参画しましょう。 ○地域や文化財保護団体は、指定文化財の保護・活用や埋蔵文化財の発掘に協力しましょう。

5-6 | スポーツ活動の普及

目的と方針

市民一人ひとりが生活の一部としてスポーツ活動に親しみ、幸せで豊かな生活を送れるよう、「三豊市スポーツ推進計画」の策定のもと、総合的なスポーツ環境の整備を進めます。

現状と課題

スポーツ活動は、心身の鍛練や健康増進に役立つだけでなく、住民相互の交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、大きな役割を担っています。

国では、平成23年度に、新たなスポーツ基本法を制定したほか、これに基づくスポーツ推進計画を策定し、スポーツ立国の実現に向けた施策を国家戦略として総合的、計画的に推進することとしています。

本市では、体育協会やスポーツ推進委員会等と連携しながら、各種スポーツ大会・教室を開催しているほか、スポーツ団体・クラブの育成やスポーツ施設の整備充実を図り、市民の健康の維持・増進と市民相互の交流、スポーツの普及に努めています。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、市民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、今後は、国のスポーツ推進計画の地方版となる「三豊市スポーツ推進計画」の策定のもと、市内のスポーツ施設の整備充実や管理運営体制の充実を進めるとともに、各種スポーツ団体・クラブの自主運営に向けた支援や指導者の確保、スポーツ大会・教室の充実等を図り、市民一人ひとりがスポーツを通じて健康で豊かな生活を営むことができる環境づくりを進めていく必要があります。



施策の体系

スポーツ活動 の普及

- スポーツに関する指針の策定
- スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実
- スポーツ団体・指導者の育成・支援
- 多様なスポーツ活動の普及促進
- プロスポーツの活用

主要施策

5-6-1 スポーツに関する指針の策定

スポーツ基本法やスポーツ基本計画を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市スポーツ推進計画」の策定を図ります。

5-6-2 スポーツ施設の整備充実及び管理運営体制の充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっている各種スポーツ施設について、利用ニーズに即した施設の整備充実及び再配置の検討を進めるとともに、市民の自主的な活動の促進等を見据え、指定管理者制度の導入など、管理運営体制の充実を図ります。

5-6-3 スポーツ団体・指導者の育成・支援

スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの自主活動がより活発に行える環境づくりや支援を行うとともに、多種多様な市民ニーズに対応するためのスポーツ推進委員の育成や資質の向上を図ります。

5-6-4 多様なスポーツ活動の普及促進

体育協会やスポーツ推進委員会等と連携し、各種スポーツ大会・教室の内容充実を図り、ニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動の普及促進に努めます。

5-6-5 プロスポーツの活用

スポーツ基本計画に掲げられた「スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」を具現化するため、香川県密着型プロスポーツである、サッカー（カマタマーレ）、野球（オリーブガイナース）、バスケット（ファイブアローズ）の試合見学ツアー、現役選手によるスポーツ教室を開催します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
指定管理者制度導入施設数	施設	1	2

市民等に期待すること

市 民	○スポーツ施設を利用し、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。 ○指導者としてスポーツ活動を支援しましょう。 ○スポーツ大会・教室に参加し、多様なスポーツ活動を行いましょう。 ○プロスポーツの見学やスポーツ教室に参加しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、スポーツ施設を利用し、スポーツ活動に日常的に取り組みましょう。 ○スポーツ団体や総合型スポーツクラブは、活動内容の充実にも努めましょう。 ○スポーツ団体は、指導者の育成や資質の向上を図りましょう。



5-7 | 国際・地域間交流の促進

目的と方針

国際化時代、交流時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、国内外との多様な交流活動の展開に努めます。

現状と課題

情報通信網の発達等を背景に、人・物・情報の交流が世界的な規模で行われ、国を越えた相互理解や協力ができる社会の形成が求められています。

本市では、公益財団法人三豊市国際交流協会を中心とした交流事業を展開しており、友好交流都市である韓国慶尚南道陝川郡やアメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民による相互訪問や双方の中学生によるホームステイ事業などの交流活動を通して、相互理解の進展に努めるとともに、国際交流員による外国語講座や外国料理体験講座等を開催し、国際感覚あふれる人材の育成を積極的に進めています。

しかし、こうした国際交流活動への市民の関心はまだ低いとため、市民が積極的に国際交流活動に参加しようという意識の醸成を図る必要があります。

また、「国際化社会」とは外国の人・物・文化と日本の人・物・文化が対等に共存する社会であるという認識に立ち、相互に認め合い理解し合える社会づくりに努めることが、これからの国際化に対応した本市のまちづくりに必要とされています。

一方、国内における地域間交流活動についても、北海道虻田郡洞爺湖町、徳島県海部郡美波町と友好都市提携の盟約を締結しており、小学生訪問や各種イベントへの参加、これらに併せた経済交流など、市としての交流を深めています。

今後、相互交流による双方の地域活性化や人材育成を図るために、市民主導による交流活動の促進が求められており、活動の担い手となる市民交流団体の支援に取り組む必要があります。

施策の体系

国際・地域間 交流の促進

- 国際交流活動の推進
- 国内友好都市交流事業の推進

主要施策

5-7-1 国際交流活動の推進

友好都市交流協定を締結している韓国慶尚南道陝川郡、アメリカ合衆国ウィスコンシン州ワウパカ市、中国陝西省三原県との市民レベルや中学生同士の交流を促進し、国際交流活動への市民の関心を高めるとともに、市民主導の多様な交流活動を支援します。

5-7-2 国内友好都市交流事業の推進

友好都市提携の盟約を締結している北海道虻田郡洞爺湖町と徳島県海部郡美波町との交流をさらに推進するとともに、市民交流団体の支援等に取り組み、市民主導による交流活動や経済交流を促進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
国際交流活動への参加者延人数	人	2,870	5,000
地域間交流活動への参加者延人数	人	98	200



市民等に期待すること

市 民	○国際・地域間交流活動への関心を高め、各種交流活動に参画しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○国際交流協会や市民交流団体は、活動体制の充実に努め、各種交流活動を主体的に行いましょう。 ○事業者は、経済交流に参画しましょう。

